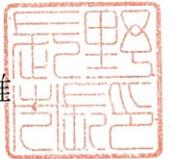


29 環政第 294 号
平成 29 年 7 月 6 日

長野市環境審議会
会長 大澤 幸造 様

長野市長 加藤 久 雄



長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのない
きれいなまちをつくる条例の改正について（諮問）

「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」は、ごみのないきれいなまちの実現と良好で快適な市民等の生活環境の確保を目的に平成23年4月に施行されました。条例施行後、市民をはじめ事業所や団体等の皆様の環境美化に対する意識の高まりにより、ごみが捨てられにくい環境づくりが進み、ポイ捨てや不法投棄等のごみの回収量は減少してきており、生活環境の保全に一定の成果を挙げているところです。

しかし、近年、市街地におけるたばこの吸い殻ごみについては増加傾向にあり、また、歩行喫煙者が見受けられる状況にあります。

本市は、年間1,100万人を超える観光客が訪れておりますが、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、更なる観光客の増加が見込まれております。

1998年に「環境にやさしい」をテーマに冬季オリンピック・パラリンピックを開催した本市としましては、きれいなまちで来訪者をお出迎えするとともに、市民・来訪者の安全と快適な生活環境を守っていくためにも、ごみのないきれいなまちの実現ができるよう、条例の改正について、長野市環境基本条例第7条第5項に基づき、貴審議会の意見を求めます。